

横浜市記者発表概要

令和2年5月21日
教育委員会事務局
南部学校教育事務所教育総務課

教職員の懲戒処分について

1 事件の概要及び処分内容

所 属	横浜市立学校
被 処 分 者	学校事務職員（再任用）（男性・60代）
処 分 日	令和2年5月21日（木）
処 分 内 容	免職
監 督 者 責 任	前任校 校長・嚴重注意
概 要	当該職員は、令和元年7月及び8月にさいたま市内のホテルにおいて被害生徒に対し、現金2万円を供与してみだらな行為をし、令和2年4月5日（日）に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反」の疑いで逮捕され、事情聴取において行為を認めた。

2 南部学校教育事務所長コメント

本市教職員がこのような不祥事を起こしたことについて深くお詫び申し上げます。
本件は本市教育の信用を失墜する許されない行為であり、市民の皆様の信頼を取り戻すべく、再発防止に全力で取り組んでまいります。

お問合せ先	
南部学校教育事務所教育総務課	Tel 045-843-6406